平成２８年（フ）第３４６号
札幌市豊平区中の島１条７丁目４番１―204号
破産者　中山　久男
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４３２号
埼玉県越谷市赤山本町１番地５　ディークラディア越谷1103
破産者　田中　洋美
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第９７２号
福岡市西区大字元岡2591番地１
破産者　濱地　良斉
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６８６号
神奈川県藤沢市大鋸996番地の１　ヒルズ・フジサワＡ207
破産者　平石　政義
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７８２号
東京都東久留米市新川町１丁目１番３号、住民票上の住所横浜市鶴見区馬場４丁目25番９号
破産者　遠藤　　了
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０１２号
横浜市戸塚区前田町510番地21　東戸塚前田町パーク・ホームズ408号
破産者　佐藤　謙介
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第１９５０号
福岡市博多区下呉服町６番27―601号
破産者　安河内亜由美
1　破産債権の届出期間　平成29年３月８日まで
2　一般調査期日　平成29年３月16日午前10時45分
平成29年２月15日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１００９号
札幌市北区篠路２条４丁目１番８号
破産者　ホクシン商事株式会社
1　破産債権の届出期間　平成29年３月17日まで
2　一般調査期日　平成29年５月15日午前11時30分
平成29年２月17日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０２３号
北海道江別市ゆめみ野南町36番地の６
破産者　竹谷　　治
1　破産債権の届出期間　平成29年３月17日まで
2　一般調査期日　平成29年５月12日午後３時
平成29年２月17日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７６２号
札幌市白石区北郷５条５丁目４番１号　ＹＳハイム北郷205号
破産者　金濱　忠宏
1　破産債権の届出期間　平成29年３月17日まで
2　一般調査期日　平成29年４月25日午後２時30分
平成29年２月17日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９号
兵庫県美方郡香美町香住区一日市571番地
破産者　守山　秀明
1　破産債権の届出期間　平成29年３月31日まで
2　一般調査期日　平成29年４月18日午後４時40分
平成29年２月17日
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

債権者集会期日変更

平成２７年（フ）第１１５号
宮崎県日向市大字財光寺3610番地１
破産者　木田　國子
主文　平成29年３月17日午後２時の本件債権者集会（財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告）の各期日を、平成29年３月17日午前10時30分に変更する。
平成29年２月10日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１６１号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井6261番地５　工藤サヨ子アパート202号
破産者　瀬田　浩孝
主文　平成29年３月17日午後３時の本件債権者集会（財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告）の各期日を、平成29年３月17日午前11時30分に変更する。
平成29年２月10日　宮崎地方裁判所延岡支部

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第２０１８号
東京都中央区日本橋３丁目４番15号
清算株式会社　株式会社沖縄昭英
代表清算人　北川　礼一
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第１号
岐阜県高山市昭和町３丁目111番地
清算株式会社　株式会社飛窯社
代表清算人　麻生　裕司
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岐阜地方裁判所高山支部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第８号
神奈川県足柄下郡箱根町芦之湯57番地
清算株式会社　松坂屋本店株式会社
代表清算人　松坂　擴子
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち、特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
2　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
1　定義
一般債権とは、協定債権のうち開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金に該当しないものをいう。
2　一般債権の弁済及び免除
⑴　清算株式会社は、本協定の認可決定が確定した日から１ヶ月以内に一般債権の債権額の0.704％に相当する額を支払う。
⑵　前号の弁済後、残余の一般債権について免除を受ける。
横浜地方裁判所小田原支部民事部